

新潟県議会議員一般選挙のお知らせ

4月9日(日)に執行予定の新潟県議会議員一般選挙についてお知らせします。

◆投票できる方

糸魚川市で投票できるのは、次のどちらにもあてはまる方です。

- 日本国民で、令和5年4月9日現在、満18歳以上の方
(平成17年4月10日以前に生まれた方)
- 令和5年3月30日現在で、糸魚川市の住民基本台帳に、引き続き3か月以上登録されている方
(令和4年12月30日以前に転入の届出をした方)

◆投票所入場券(はがき)

- 入場券は、選挙人名簿に登録されている方に投票所や投票時間をお知らせするために、はがきでお送りします。
- はがきは、世帯主宛に3月31日(金)から発送する予定です。 **※無投票の場合は発送しません。**
- はがきを開くと、ご家族4人分までの入場券が印刷されています。なお、ご家族が5人以上の場合は、はがきが2枚になります。投票の際は、ご自分の分をハサミで切りはなして、投票所へお持ちください。
- ※投票所については、次号(3月25日号)でお知らせします。
- ※3月16日以降に市内転居の届出をした場合は、旧住所地にはがきを送付します(投票所は、旧住所地の投票所になります)。

◆郵便等による不在者投票

身体に重度の障害等がある人で、次の表に該当する方は、郵便による不在者投票ができます。
希望される方は、あらかじめ選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要となりますので、4月5日(水)までに手続きをしてください。
(注)すでに郵便等投票証明書の交付を受けている方も、有効期限をお確かめください。

手帳等の種類	障害の種類	障害の程度
介護保険 被保険者証	—	要介護5
身体障害者 手帳	両下肢・体幹・ 移動機能の障害	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・ 小腸の障害	1級または3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者 手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から 第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・ 小腸・肝臓の障害	特別項症から 第3項症

問合先 糸魚川市選挙管理委員会
☎552-1511(代表)
✉senkan@city.itoigawa.lg.jp

◆転入・転出した方

- 糸魚川市の選挙人名簿に登録されている方で、令和4年12月31日以降に新潟県内の他市町村へ転出した方は、糸魚川市で投票できます。※市町村が発行する「居住証明書」の提示が必要です。
- 令和4年12月31日以降に、他市町村から転入してきた方は、糸魚川市で投票できません。

届出の別	投票場所・投票の可否		備考
	前住所地で 投票できる	投票できない	
転入 された方	他都道府県から 転入された方	○	
	新潟県内の他市町村から 転入された方	○	「居住証明書」が必要です。
転出 された方	他都道府県へ 転出された方	○	ただし、転出(予定)日までは 投票(期日前投票を含む)できます。
	新潟県内の他の市町村へ 転出された方	○	「居住証明書」が必要です。